

議案第21号関連資料
あかし市民広場条例の一部改正について

1 あかし市民広場の次年度の管理運営について

令和元年度末で指定管理期間の満了を迎えるあかし市民広場については、運営の中断により市民及び利用者に影響を及ぼさないよう、また、賑わいづくりの手法を継承しながら、市民交流や活動の場として市民等が利用しやすくなる取り組みを進めるため、市の直営による運営を行います。

2 条例改正について

(1) 改正の概要

あかし市民広場の運営について、直営でも行えるよう改正します。

ア 指定管理者による管理の規定

（現行）指定管理者に、市民広場の管理を行わせるものとする。

（改正）指定管理者に、市民広場の管理を行わせることができる。

イ 使用料の規定

（現行）使用許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を、指定管理者に支払わなければならない。

（改正）使用許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

ウ 管理運営主体の変更に伴う文言整理

エ 利用料金制度を採用した場合の規定整備

（新設）市長は、第16条第1項の規定により指定管理者に市民広場の管理を行わせる場合、市民広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 管理運営の内容

管理職等を配置した市の組織により直営で運営を行うと共に、必要な部分については業務委託を行います。

(1) 人員体制

現状は、市派遣職員1名、観光協会契約・臨時職員4名、委託派遣職員1名で現場の運営を行っている他、人事や経理などを観光協会本体で行っています。市直営になった場合、課長級1名、係長級1名、再任用職員1名、任期付職員等6名の配置を想定しております。

(2) 事業内容

① イベント

ア これまで明石観光協会が行ってきたイベントは、直営により独自に企画立案を行い、自主イベントとして実施する他、必要に応じて明石観光協会等へ委託を行います。

イ 市民の交流や利用に繋げるため、市民活動団体と連携して行うイベントは、明石コミュニティ創造協会に委託します。

② 貸館業務

- ・小規模な団体も利用しやすくなるよう、アドバイス・コーディネート の充実や多様な利用方法提案のための案内冊子等の作成を行います。
- ・明石観光協会や明石コミュニティ創造協会が共催するイベントについて、使用料が優遇できるよう、要綱等の整備を行います。

③ 日常的運営

- ・市民が心地よく滞在できる場所となるよう、机や本棚等の配置を行うほか、施設等の案内業務を実施します。

(3) 予算

		R 1 年度 (指定管理)		R 2 年度 (直営)		増減
歳出	指定管理料	80,500	管理費(光熱水費を含む)	40,192	11,492	
			事業費(イベント)	14,500		
			その他	7,500		
	市職員人件費	5,400	市職員人件費	35,200		
歳入	—	0	使用料等	8,750	8,750	
市の負担の増減(歳出増減額－歳入増減額)						2,742